

## 実務法学専攻の学生の進級及び単位修得等に関する規程

令和8年4月1日

実務法学専攻長

広島大学大学院人間社会科学研究科細則第10条第3項に基づき、実務法学専攻の学生の進級及び単位修得等について定める。

### (履修方法)

第1条 学生は、毎学期において実務法学専攻が指定する期間内に、履修しようとする授業科目を決定し、東千田地区支援室に履修届を提出しなければならない。

### (履修単位の上限)

第2条 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、次のとおりとする。

一 1年次 36単位

二 2年次 36単位。ただし、認定連携法曹基礎課程を修了した者及び実務法学専攻が特に認める学生については40単位とする。

三 3年次 44単位

2 前項第2号における2年次の履修単位の上限緩和の認定は、別に定める広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻履修科目登録上限取扱要領（令和7年2月10日実務法学専攻長決裁）により行う。

3 第4条第1項但書きの規定により2年次への進級を認められた者が再履修する科目の単位、及び2年次からの入学者のうち履修免除されなかった授業科目の単位については、4単位を限度として履修登録可能単位数に算入しない。

4 第1項第2号の規定にかかわらず、令和7年度の既修入学者、令和8年度の特別選抜（開放・5年一貫）の入学者及び令和9年度以降の特別選抜（開放・5年一貫）の入学者のうち早期卒業業者以外の者の2年次の履修上限は、入学後最初の年度に限り38単位とする。ただし、認定連携法曹基礎課程を修了した者及び実務法学専攻が特に認める学生については42単位とする。

### (共通到達度確認試験)

第3条 学生は、1年次に共通到達度確認試験を受験しなければならない。やむを得ない事情により当該試験を受験できなかった場合は、代替試験を実施する。

2 共通到達度確認試験の成績が3科目総合偏差値スコア45に達しなかった者については、実務法学専攻長が学修指導を行う。

(進級の制限)

第4条 必修科目の単位を所定の学年に修得できない場合は、次学年への進級及び次学年配当の授業科目の履修を認めない。ただし、未修得単位が6単位以内であるときは、この限りでない。

2 1年次生について、共通到達度確認試験の成績が3科目総合偏差値スコア40以下である場合は、2年次への進級並びに2年次配当科目の履修を認めない。ただし、学内成績が良好である者については、一定の課題を課したうえで、進級を認めることがある。

3 第1項又は第2項により進級が認められない場合、当該年次に修得した単位(必修科目に限る。但し2年次に履修した法律基本科目のうち基礎科目は除く。)のうち第5条第1項に定める成績が「可」である科目(65点未満に限る。)を再履修しなければならない。この場合、当該科目の成績は年度末をもって取消し、再履修した年度の成績をもって当該科目の成績とする。

(授業科目の成績及び単位の授与)

第5条 各授業科目の成績は、100点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可(第4条第3項の再履修が適用される科目を除く。)を合格、不可を不合格とする。

- 一 秀(90点以上)
- 二 優(80点以上90点未満)
- 三 良(70点以上80点未満)
- 四 可(60点以上70点未満)
- 五 不可(70点未満)

2 授業科目「エクスターンシップ」、「模擬裁判」及び「リーガルクリニック」の成績評価については、「合・否」の2段階のランクで評価する。

3 前2項の規定にかかわらず、教員会の議を経て専攻長が特に必要があると認める場合の授業科目の成績は、別に定める。

4 成績評価は絶対評価にて行う。

5 成績評価における考慮要素は、試験の成績、レポート、授業中の発言内容の授業への貢献度による。

6 成績評価基準については、別紙の定めによる。

(出席要件)

第6条 すべての授業科目の成績評価の基準として、次の出席要件を課す。

- 一 セメスター科目については、15回中10回以上の出席がなければ単位を認定しない。
- 二 ターム科目については、8回中6回以上の出席がなければ単位を認定しない。

2 不慮の事故又は長期入院を伴う疾病により欠席した場合、並びに感染予防等のために出席停止措置を受けた場合については、前項の規定にかかわらず別途配慮することがある。

3 講義開始後30分を超える遅刻又は講義終了前30分を超える早退は、欠席とみなす。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

成績評価基準について（別紙）

秀（90 点以上）	到達目標を達成しており、成績が特に優秀である。
優（80 点以上 90 点未満）	到達目標を達成しており、成績が優秀である。
良（70 点以上 80 点未満）	到達目標を達成しており、成績が良好である。
可①（65 点以上 70 点未満）	到達目標を達成している。
可②（60 点以上 65 点未満）	最低限の到達目標を達成しているが、一応の水準に止まる。
不可（60 点未満）	到達目標に達しておらず、不合格。

合	到達目標に達している。
否	到達目標に達しておらず、不合格。

到達目標の達成は、次の指標でもって評価する。

方法	①設問分析力	②制度選択力	③論理構成力	④文章作成力
評価要素	文章、理論の正確な理解ができる。	制度を一覧して比較できる。	論理構成を比較し選択できる。	適切な文章表現ができる。
秀相当	設問を極めて正確・適切に理解している	正確な理由を付して極めて適切に制度を選択している	自らの言葉で理由・原因と結論・結果の関係が極めて適切に説明されている。	「誰が、何時、何について、何を根拠に、どうしたのか」及び接続詞を用いて論理の展開が極めて適切である。必要な条文が過不足なく指摘されている。大前提と小前提の事実が全て一致して指摘されている。
優相当	設問を正確・適切に理解している。	正確な理由を述べて適切に制度を選択している。	理由・原因と結論・結果の関係が適切に説明されている。	「誰が、何時、何について、何を根拠に、どうしたのか」及び接続詞を用いて論理の展開が適切である。必要な条文が過不足なく指摘されている。大前提と小前提の事実が全て一致して指摘されている。
良相当	設問を概ね正確・適切に理解している。	理由は不完全であるが制度の選択は概ねできている。	理由・原因と結論・結果の関係が概ね説明されている。	「誰が、何時、何について、何を根拠に、どうしたのか」及び接続詞を用いた論理の展開が概ねできている。必要な条文が概ね指摘されている。大前提と小前提の事実が概ね一致して指摘されている。

可 ① 相当	設問を一応理解している。	理由は不完全であるが制度の選択は一応できている。	理由・原因と結論・結果の関係が一応は説明されている。	「誰が、何時、何について、何を根拠に、どうしたのか」及び接続詞を用いた論理の展開が一部不十分である。必要な条文が一部不足している。大前提と小前提の事実が一部欠けて指摘されている。
可 ② 相当	設問の理解に不十分・不正確な点がある。	理由が不十分・不正確だが制度の選択はできている。	理由・原因と結論・結果の関係の説明が不十分・不正確である。	「誰が、何時、何について、何を根拠に、どうしたのか」及び接続詞を用いて論理の展開が不十分である。必要な条文の指摘が不十分である。大前提と小前提の事実の一致が不十分である。
不可 相当	設問を理解できていない。	理由を全く述べていない、又は、制度の選択ができていない。	理由・原因と結論・結果の関係が説明されていない、又は、矛盾等の不備がある。	「誰が、何時、何について、何を根拠に、どうしたのか」の意識が見られず、接続詞を用いた論理の展開ができていない。必要な条文が挙げられていない。大前提と小前提の事実が一致していない（指摘のズレ）。
不可 の 例	当事者の立場なのか、中立的な立場なのかの理解ができていない。問われているのが、要件なのか、効果なのか理解できていない。	契約や罪責の選択が決定的に間違っている。	使用する制度・条文の選択が決定的に間違っている。単に判例等の結論を指摘するだけ。感想や裸の利益考慮になっている。	大前提を三つあげながら、小前提では二つしか書いていない。絶対的に必要な条文に言及がない。日本語として、文章が不適切。